



児童館における暴風警報等発令時の対応について

めいとうじどうかん
名 東 児 童 館

児童館では暴風警報等が発令された場合、以下ようになります。

くぶん 区分	かいかんまえ はつれい 開館前から発令	かいかんご はつれい 開館後に発令
* ^{ぼうふう ぼうふうせつ けいほう} 暴風・暴風雪 警報 * ^{な ご や し ち いきぼうさい} 名古屋市地域防災 計画第4非常配備 (^{しんど いじょう} 震度5以上) *レベル5 ^{ど しゃ さいがい はんらん たかしお} 土砂災害・氾濫・高潮 特別警報 *レベル5 ^{おおあめ とくべつけいほう} 大雨 特別警報 *レベル4 ^{おおあめ きけんけいほう} 大雨 危険警報	^{ご ぜん じ} 午前7時までに ^{かいじょ ばあい} 解除されない場合	^{ご ぜん じぎょう ちゅうし} 午前の事業を中止
	^{ご ぜん じ} 午前7時から ^{ご ぜん じ かいじょ} 午前11時までに解除 ^{ばあい} された場合	^{ご ご じぎょう じっし} 午後の事業を実施
	^{ご ぜん じ} 午前11時までに ^{かいじょ ばあい} 解除されない場合	^{ご ご じぎょう ちゅうし} 午後の事業も中止する (^{じどうかん へいかん} 児童館は閉館です)
		^{じぎょう ちゅうし} ただちに事業を中止 (^{じどうかん へいかん} 児童館は閉館になります)